

「開発許可制度の手引き」 令和8年4月改訂内容一覧表

No.	改訂後ページ	改訂箇所	改訂内容	改訂理由等
1	表紙	日付	「令和8年4月」に変更	令和8年4月に改訂するため
2	目次	凡例	関係法令に盛土規制法、参考図書を記載	関係法令等を明確にするため
3	5	表2-2	農林漁業の用に供する建築物の具体例を記載	基準をより明確にするため
4	5～9	表2-3	公益上必要な建築物の表を更新	表の構成を見直し、基準をより明確にするため
5	13～14	第6章 開発許可の特例(法第34条の2)	特例による協議成立の法的効果とその後適用される条文について記載	基準をより明確にするため
6	14～15	(2) 工事施行者の変更	工事施行者の変更について、届出となる場合と許可が必要な場合を一覧表に整理	変更の取扱いをより明確にするため
7	15	3 軽微な設計変更の範囲	軽微な設計変更の内容を具体的に記載	軽微な変更の取扱いを明確にするため
8	16	第9章 工事完了の届出(法第36条)	中間検査が必要な場合について補足	基準をより明確にするため
9	19	2 閲覧等	開発登録簿の閲覧における写真撮影を可とする旨を追加	開発登録簿の閲覧時のルールを明確にするため
10	21～24	表2-7 他の法令等との関係	窓口機関名の修正	組織名の変更等に対応するため
11	26	表3-1 面開発における道路幅員	有効幅員の取扱いについて追加	基準をより明確にするため
12	27～28	3 予定建築物の敷地が接する道路(政令第25条第2号、省令第20)	予定建築物の敷地が接することとなる道路の最小幅員について説明を追加	基準をより明確にするため
13	29	4 接続先道路(政令第25条第2号)	図の変更	基準をより明確にするため
14	32	5 道路の構造(政)	120mを超える通り抜け	基準をより明確にするため

No.	改訂後ページ	改訂箇所	改訂内容	改訂理由等
		令第 25 条第 5 号、 省令第 24 条他) 図 3-7	道路の基準を記載	め
15	45	飲用井戸の基準関係	完了時の検査項目に PFAS 分析を含むことを記載	関係法令の改正に伴い、 R8.4 月から水道事業者等 に対して、PFAS に関する 水質検査の実施及び基準 を遵守する義務が課される ため
16	49	5 擁壁の構造 (省 令第 27 条)	・安定計算に用いる粘着 力、内部摩擦角は、道路 土工擁壁工指針を用いる ことができることを記載 ・また、受動土圧の考え 方を記載	基準をより明確にするた め
17	50	5 擁壁の構造 (省 令第 27 条)	練積み擁壁の設計基準に ついて記載	基準をより明確にするた め
18	50	5 擁壁の構造 (省 令第 27 条)	安全率について、盛土等 防災マニュアルの解説に 準じ、表を更新	基準をより明確にするた め
19	51	5 擁壁の構造 (省 令第 27 条)	施工時に、基礎地盤の許 容応力度を確認する旨を 記載	構造物の支持力に関する 安全性を確認するため
20	54	第 7 章 災害危険 区域等の除外	都計法第 33 条第 1 項第 8 項の解説を追加	基準を明確にするため
21	58	第 10 章 防災措置 等	「溪流等における盛 土」、「濁水流出防止対 策」、「騒音・振動対策」 について記載	防災措置に関する留意点 を補足するため
22	70	第 3 章 申請書等 の作成要領	申請書の地番について、 小字 (字名) の記載を省 略できる旨を記載	小字を省略しても、土地 の特定性が失われないこ とから、事務負担の軽減 と申請手続きの効率化を 図るため
23	71	第 2 章 申請書等 の作成要領	委任状について、受任者 の要件、法令根拠を記載	受任者の要件および法令 根拠を明示することで、

No.	改訂後ページ	改訂箇所	改訂内容	改訂理由等
			するように様式を修正	委任手続の適正性と透明性を確保するため
24	72	第2章 申請書等の作成要領	設計説明書の「開発区域の現況」について、現況地目で記載する旨記載	記載ルールを統一するため
25	74	第2章 申請書等の作成要領	開発行為許可標識について、盛土規制法みなし許可の場合における設置方法について記載	基準をより明確にするため
26	77	3 事前協議	開発事前協議が不要となる開発行為について記載	基準をより明確にするため
27	79	1 設計図の作成要領	造成及び道路計画平面図について、高さ30cm超の切土又は盛土が生じる範囲・面積を記載する旨記載	基準をより明確にするため
28	84	2 工事写真撮影要領	鉄筋はかぶり、継手、定着状況が明確になるように撮影する旨を記載	擁壁の品質確保を図るため
29	84～85	3 検査	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査が必要な場合について、「公共施設管理者からの指示があった場合」を記載 ・構造物が開発区域内に適切に配置されていることを確認する旨を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設管理者からの指示を適切に反映するため ・構造物が申請どおりの位置で施工できているか確認するため
30	86	1 盛土規制法みなし許可の対象	四方の土地より低い窪地を嵩上げて、平坦になる場合は居岡不要である旨を記載	基準をより明確にするため
31	86	2 標識の掲示	みなし許可の場合、両法の記載事項を満たした標識であれば、1つの標識でも可とする旨を追加	基準をより明確にするため
32	87	3 中間検査	中間検査の特定工程について、具体例を記載	基準をより明確にするため

No.	改訂後ページ	改訂箇所	改訂内容	改訂理由等
33	88	5 みなし許可に適用される盛土規制法の規定	みなし許可に適用される盛土規制法の手続きについて記載	基準をより明確にするため
34	様式例 31	委任状	・受任者の資格要件、委任事項のチェックボックスを追加	行政書士法改正（R8.1）に伴い、受任者資格の明記と委任事項の具体化を行い、手続の適正化を図るため
35	参 1	1 接続先道路（開発区域面積 1ha 未満）	接続先道路に幅員不足箇所がある場合について、当該拡幅工事を「開発行為に関する工事」として、開発行為に含めることができる旨記載	接続先道路の幅員不足箇所を開発行為に含めることで、手続きの合理化及び事業者負担の軽減を図るため
36	参 3	2 一体開発の判断基準	・一体開発の判断基準について補足 ・開発済地の隣接で駐車場等（雑種地）を計画する場合について取扱いを見直し	一体性の判断基準をより明確にするため
37	参 6	例 4	1 筆の農地を 2 区画に分筆し、それぞれ農地法第 5 条申請により譲り渡す場合の取扱いについて見直し	基準をより明確にするため
38	その他		・図、表の番号を更新 ・その他、誤字脱字及び文書の体裁等の修正	